

## 函館市児童館管理清掃員業務要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、函館市子ども未来部子ども健やか育成課において児童館管理清掃員業務に従事する会計年度任用職員（以下「管理清掃員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (身分)

第2条 管理清掃員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

### (業務)

第3条 管理清掃員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 夜間使用の開始時および終了時の安全確認
- (2) 館内の清掃
- (3) 年末年始の巡回業務（随時）
- (4) 戸締まり，火気の安全確認
- (5) 館入口通路の清掃および除雪
- (6) 特異な事態発見時の通報
- (7) その他児童館の管理清掃に必要な業務

### (任用期間)

第4条 管理清掃員の任用期間は、任用の日から任用の日の属する年度の末日までとする。

### (勤務時間等)

第5条 管理清掃員の勤務時間等は、次のとおりとする。

#### (1) 清掃業務

午前7時30分から午前9時または児童館閉館後の1時間30分

#### (2) 夜間管理業務

夜間使用の開始時および終了時

### (勤務を要しない日および休日)

第6条 管理清掃員の勤務を要しない日および休日（以下「休日等」という。）は、函館市児童館条例施行規則（平成26年5月9日規則第

36号)に規定する休館日とする。

2 所属長は、特に必要と認める場合は、管理清掃員に前項に掲げる休日等に勤務を命ずることができる。

3 休日等に勤務を命ぜられた管理清掃員については、他の勤務日に休日等の振り替えを図ることができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めのない事項については、「函館市会計年度任用職員に関する取扱要綱」の定めるところによるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 「函館市児童館管理清掃員の勤務に関する取扱い」(平成26年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。